

13. 男女共同参画施策についての苦情の処理を行う体制

平成17年4月1日現在

団体名	体制の有無		体制整備年月日	処理体制の類型					処理機関名	専従担当者数		受付窓口	件数 (H16.4.1～H17.3.31)						苦情処理体制のある市区町村数		
	有	無		第三者機関(苦情処理委員等)	第三者機関(行政オンブズパーソン等)	既存審議会の活用	庁内			常勤	非常勤		要処理	処理			未済				
							審議会等の意見聴取有	その他						総数	前年度以前受付	当該年度受付		総数		処理済(回答済)	非該当その他
北海道			H13.10.1								2	北海道環境生活部男女平等参画推進室	1		1	1		1	0	19	
青森県			H18.4	施行を目的に構築に向けた取組を進めている																	2
岩手県			H15.4.1								3	青少年・男女共同参画課	2		2	2	2		0	8	
宮城県			H8.11.1							2	4	県政オンブズマン相談室	0		0				0	8	
			H13.4.1								2	みやぎ男女共同参画相談室(「相談室」もその窓口となり、必要に応じ県政オンブズマン等を紹介する)	0		0				0		
秋田県			H14.4.1									男女共同参画審議会(苦情処理部会)	0		0				0	4	
山形県			H14.11.1									県女性青少年政策室	0		0				0	0	
福島県			H14.7.1							2	2	男女共生センター	1		1	1	(1)		0	5	
茨城県			H14.4.1								2	女性青少年課女性プラザ 男女共同参画支援室	0		0				0	9	
栃木県			H15.4.1								5	女性青少年課男女共同参画担当	0		0				0	5	
群馬県			H16.9.29									人権男女共同参画課、施策担当課(室)	0		0				0	1	
埼玉県			H12.10.1								6	総務部男女共同参画課	0		0				0	19	
千葉県																				4	
東京都																				15	
神奈川県			H14.4.1									男女共同参画課、施策担当課	0		0				0	6	
新潟県			H14.8.1									施策担当課	0		0				0	7	
富山県			H13.4.1						2		2	男女参画・ボランティア課 富山県民共生センター	0		0				0	5	
石川県			H14.4.1								3	石川県民文化局男女共同参画課	0		0				0	3	
福井県			H15.4.1									福井県総務部男女参画・県民活動課	0		1	1			0	9	
山梨県			H14.5.10									男女共同参画課 男女共同参画センター	0		0				0	5	
長野県			H15.4.1							3	3	ユマニテ・人間尊重課	0		0				0	10	
岐阜県			H15.11.1									男女共同参画室	3		3	3	3		0	2	
静岡県			H13.7.31						3		3	男女共同参画室	12		12	12	12		0	7	
愛知県			H14.10.1									男女共同参画室	2		2	2	2		0	6	
三重県			H10.4.1						3		3	三重県総合企画局 広聴広報室 県民の声相談グループ	3		3	3	3		0	8	
滋賀県			H14.4.1									施策担当課	0		0				0	3	
京都府			H16.4.1									施策担当課	1		1	1	1		0	3	
大阪府			H14.8.1								3	男女共同参画施策苦情処理委員	1	1	1	1		1	0	7	
兵庫県			H14.10.1								3	男女共同参画申し出処理委員	0		0				0	3	
奈良県			従前から各課で対応									施策担当課	3		3	3	3		0	6	
和歌山県			H16.8.23									男女共生社会推進課	0		0				0	5	
鳥取県			H13.3.16									男女共同参画推進課	11		11	10			1	3	
			H13.4.1								4	男女共同参画推進員	4	1	3	1	1		3		
島根県			H14.6.1									男女共同参画審議会苦情処理専門部会	0		0				0	6	
岡山県			H14.4.1									男女共同参画課	1		1	1	1		0	11	
広島県			H14.4.1									施策担当室(課)	0		0				0	3	
山口県			H12.10.1							3		男女共同参画課	0		0				0	8	
徳島県			H14.4.1									男女共同参画課 男女共同参画プラザ	0		0				0	3	
香川県			H14.5.16								4	香川県青少年・男女共同参画課	1		1	1	1		0	1	
愛媛県			H14.10.1								3	女性総合センター内男女共同参画推進委員事務局	4	2	2	4	3	1	0	3	
高知県			H16.7.1									高知県男女共同参画苦情調整委員	3		3	3	2	1	0	4	
福岡県			H13.10.19									男女共同参画推進課、施策担当課	0		0				0	14	
佐賀県			H13.4.1								106	男女共同参画課、男女共同参画推進員 県民総合相談・情報提供窓口	0		0				0	5	
長崎県			H14.4.1									男女共同参画室	0		0				0	5	
熊本県			H14.4.1									男女共同参画・パートナーシップ推進課、男女共同参画センター、各地域振興局	0		0				0	11	
			H14.6.1								1	県民生活・男女共同参画課 消費生活・男女共同参画プラザ	0		0				0	0	
宮崎県			H15.10.1									青少年男女参画課	1		1	1	1		0	2	
鹿児島県			H14.1.1									施策担当課	6		6	6	6		0	3	
沖縄県			H7.4.1							2	3	行政オンブズマン相談室	0		0				0	1	

団体名	体制の有無		体制整備 年月日	処理体制の類型						処理機関名	専従担当者数		受付窓口	件数（H16.4.1～H17.3.31）							苦情 処理 体制 のある 市区 町村 数		
	有	無		第三者機 関 （苦情処 理委員 等）	第三者機 関 （行政オ ンブズ パーソン 等）	既存審議 会の活用	庁内		その他		常勤	非常勤		要処理			処理			未済			
							審議会等 の意見聴 取有							総数	前年度以 前受付	当該年度 受付	総数	処理済 （回答 済）	非該当 その他				
札幌市			H15.1.1									男女共同参画課・オンブズマン			男女共同参画課・男女共同参画センター・オンブズマン窓口	1		1	1	1	0	-	
仙台市			H15.7.1								1	男女共同参画課	1		仙台市男女共同参画推進センター「エル・ソーラ仙台」	1	1	1	1	0	-		
千葉市			H15.4.1								2	男女共同参画相談室	1		男女共同参画相談室	1	0			1	-		
横浜市			H13.7.1								2	（財）横浜市女性協会 男女の人権相談課	0		（財）横浜市女性協会 男女の人権相談課	0				0	-		
川崎市			H2.11.1								5	川崎市市民オンブズマン	0		川崎市市民オンブズマン事務局	0				0	-		
名古屋市			H14.11.1								3	名古屋市男女平等参画苦情処理委員	3	2	総務局総合調整部男女平等参画推進室	1	2	2		1	-		
京都市			H16.4.1								3	男女共同参画苦情等処理専門員	0		女性総合センター	0				0	-		
大阪市			H15.7.1								3	大阪市男女共同参画苦情処理委員	2	1	市民局市民生活振興部男女共同参画課	1	1	2	1	1	0	-	
神戸市			H15.10.1								3	男女共同参画苦情処理委員	7	3	男女共同参画課	4	7	7		0	-		
広島市			H13.9.28									男女共同参画室	3		男女共同参画室	3	3	3		0	-		
福岡市			H16.10.1								3	男女共同参画審議会苦情処理部会	0		男女共同参画課	0				0	-		
北九州市			S41.7.21								3	総務市民局広聴課	0		総務市民局広聴課	0				0	-		
さいたま市			H15.10.1								3	さいたま市男女共同参画苦情処理委員	0		男女共生推進課	0				0	-		
静岡市			H15.4.1									静岡市男女共同参画審議会	0		男女共同参画課	0				0	-		
計	60	3		20	5	8	30	23	0		25	196				78	10	66	73	67	5	6	277

(注)1.都道府県・政令指定都市については、内閣府男女共同参画局調査課調べ。

2.体制の有無、処理体制の類型は、該当する欄に をつけている。

3.処理等の件数は、以下により計上。

要処理：前年度までに受け付けたが処理が当該年度に繰り越された苦情及び当該年度に受け付けた苦情の件数。

処 理：申出人への回答を終了した苦情及び要件を満たさないため非該当とした苦情等の件数。

未 済：申出人への回答を終了しておらず、処理を翌年度に繰り越す苦情の件数。

4.苦情処理体制のある市区町村数には、政令指定都市も含む。